

番号	ご意見内容	ご意見に対する回答
1	<p>個人情報の保護に完全はなく、結局のところ、それぞれ個人が、その事業者の個人情報保護の状況を正しく知った上で、自分の個人情報を取得させるかどうかを判断することが重要なので、個人への周知を強化して欲しい。</p> <p>例えば、委託先に再委託を認めるのかどうか、また、第4の「5 利用目的による制限の例外」(1)や第7の「2 第三者への提供の制限に関する例外」(1)にある、「義務までは課されていない場合」に「必要性和合理性が認められる範囲内で対応」というとき、当該事業者は利用または提供する方針なのかどうかなどを、個人にわかるようにしておくことを奨励して欲しい。</p>	<p>いただきました御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます、個人情報保護関係省庁、関係機関とも連携して、施策広報など必要な対応が図られることとしたいと考えております。</p>
2	<p>第4「5 利用目的による制限の例外」の(1)と第7「2 第三者への提供の制限に関する例外」の(1)にある、「国勢調査などの基幹統計調査に対する報告や行政機関の長からの協力要請への対応」という文言について、旧文言も見ると、ここで言う「行政機関の長」とは基幹統計調査の実施者のことだろうと思えるが、新文言だけを見た場合、「国勢調査などの基幹統計調査」と「行政機関の長からの協力要請への対応」という意味、つまり基幹統計調査に限らず行政機関の長からの何らかの協力要請全般の意味にも受け取れてまぎらわしいので、文言を改めて欲しい。</p>	<p>ご指摘のございました部分につきましては、「国勢調査などの基幹統計調査に対する」報告や協力要請という趣旨で記載しており、基幹統計調査以外の協力要請を含むものではございません。なお本文は、統計法第13条、第30条の条文を引用し記載しているものでございます。</p>

3	<p>第4「5 利用目的による制限の例外」の(4)と第7「2 第三者への提供の制限に関する例外」の(4)で、「・承認統計調査や届出統計調査に回答する場合」が例示されているが、承認統計調査や届出統計調査には回答する義務はないので、仮に本人の同意が得られず回答できなかつたとしても支障はないことから、「本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」の例とするのは不適切である。</p>	<p>ご指摘のとおり記載調査において回答義務はございません。当該例外規程の「本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」とは、想定として、同意を得るべき者が多数おり、その全ての者から同意を得ることが事実上困難な場合等も含んでおります。このためご指摘の「回答ができなかつたとしても支障はない」ことをもって、例示とすることは不適切ではないと考えております。</p>
4	<p>第4「5 利用目的による制限の例外」の(1)と第7「2 第三者への提供の制限に関する例外」の(1)の例示に、「国勢調査などの基幹統計調査に対する報告や行政機関の長からの協力要請への対応」があるが、基幹統計調査は、自身が報告すべき者であるときは報告が義務とされているが、協力要請への対応は義務ではなく任意であるので、(1)での例示は基幹統計調査に対する報告の部分のみにし、基幹統計調査での行政機関の長からの協力要請への対応は、(4)の例示とするべきではないか。</p>	<p>第4「5 利用目的による制限の例外」の(4)と第7「2 第三者への提供の制限に関する例外」の(4)の例示は、法令に情報提供の求め等の定めのない任意の協力要請などを想定したものです。基幹統計調査については、法令に基づく報告や情報提供の求めに対応する事項であることから、(1)に記載しております。</p>

なお、現行の統計法（平成19年5月23日法律第53号）では、基幹統計調査以外のものは一般統計調査とされているため、本ガイドライン中「承認統計調査や届出統計調査」を改め、「一般統計調査」としました。